

令和 2 年第 5 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

（その 7）

堺 市 議 会

目 次

| | 頁 |
|--------------|---|
| 委員会提出議案第 1 号 | 不出頭等に対する告発について 3 |
| 委員会提出議案第 2 号 | 不出頭等に対する告発について 5 |
| 委員会提出議案第 3 号 | 記録の不提出に対する告発について 7 |
| 委員会提出議案第 4 号 | 記録の不提出に対する告発について 8 |
| 議員提出議案第 34 号 | 堺市議会会議規則の一部を改正する規則 11 |
| 議員提出議案第 35 号 | 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を 求める意見書 15 |
| 議員提出議案第 36 号 | 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書 19 |
| 議員提出議案第 37 号 | 犯罪被害者支援の充実を求める意見書 20 |
| 議員提出議案第 38 号 | 30 人学級の実現を求める意見書 23 |
| 議員提出議案第 39 号 | 多子世帯の保育料無償化の延期について措置を 求める決議 27 |
| 議員提出議案第 40 号 | 堺市の財政状況を踏まえ積極的な行財政改革を 求める決議 31 |
| 議員提出議案第 41 号 | 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を 求める意見書 35 |
| 議員提出議案第 42 号 | 「核兵器禁止条約」に関する意見書 36 |
| 参考資料 | |
| 条例等関係新旧対照表 | 37 |

令和2年12月15日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会
委員長 池田 克史

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出する。

記

| | |
|------------|------------------|
| 委員会提出議案第1号 | 不出頭等に対する告発について |
| 委員会提出議案第2号 | 不出頭等に対する告発について |
| 委員会提出議案第3号 | 記録の不提出に対する告発について |
| 委員会提出議案第4号 | 記録の不提出に対する告発について |

理由

地方自治法第100条第1項後段の規定による出頭の請求、記録の提出請求又は証言の請求に対し、被告発人らが正当な理由なく出頭しなかったこと、記録の提出をしなかったこと又は証言を拒んだことについて、同条第3項に該当するものとして、同条第9項の規定により当該被告発人らを告発するため、本議案を提案するものである。

不出頭等に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

告発人の氏名及び住所

堺市議會議長 宮本 恵子 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

被告発人の氏名及び住所

竹山 修身 大阪府堺市北区*****

2 告発の趣旨

被告発人の次項各号の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

(1) 本市議会は、被告発人に対し地方自治法（以下「法」という。）第100条第1項の規定により、出頭を求めたところ、被告発人が正当な理由がなく、令和2年10月20日の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会（以下単に「委員会」という。）へ出頭しなかつたもの。

(2) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、平成29年9月24日執行の堺市長選挙運動費用、後援団体、竹山おさみ連合後援会、資金管理団体、21世紀フェニックス都市を創造する会及び確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会、それぞれの平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況がわかる書類一式（支援者から受け取った献金の額や受取先を記載したメモ等を含む）の写しについて提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。

(3) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、タケヤマオサミ名義で振込が行われた三井住友銀行西野田支店、りそな銀行大手支店、りそな銀行堺東支店、みずほ銀行虎ノ門支店、三菱東京UFJ銀行塙本支店の口座の通帳または取引明細書の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなさ

れなかつたもの。

(4) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により証言を求めたところ、令和2年1月30日の委員会における証人尋問において、被告発人が正当な理由がなく、証言を拒んだもの。

不出頭等に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

告発人の氏名及び住所

堺市議会議長 宮本 恵子 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

被告発人の氏名及び住所

阪本 圭 大阪府寝屋川市*****

2 告発の趣旨

被告発人の次項各号の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

(1) 本市議会は、被告発人に対し地方自治法（以下「法」という。）第100条第1項の規定により、出頭を求めたところ、被告発人が正当な理由がなく、令和2年7月15日の竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会（以下単に「委員会」という。）へ出頭しなかったもの。

(2) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、出頭を求めたところ、被告発人が正当な理由がなく、令和2年10月13日委員会へ出頭しなかったもの。

(3) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。

(4) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。

- (5) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて再度提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。
- (6) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、平成29年10月6時点及び平成29年11月16時点の平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。
- (7) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、令和2年4月10日に提出された平成29年9月24日執行の堺市長選挙の竹山修身候補の選挙運動費用を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。
- (8) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により証言を求めたところ、令和2年2月7日の委員会における証人尋問において、被告発人が正当な理由がなく、証言を拒んだもの。

記録の不提出に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

告発人の氏名及び住所

堺市議会議長 宮本 恵子 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

被告発人の氏名及び住所

竹山 富美 大阪府堺市北区*****

2 告発の趣旨

被告発人の次項各号の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

- (1) 本市議会は、被告発人に対し地方自治法（以下「法」という。）第100条第1項の規定により、後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。
- (2) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、資金管理団体、21世紀フェニックス都市を創造する会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。
- (3) 本市議会は、被告発人に対し法第100条第1項の規定により、後援団体、竹山おさみ連合後援会の平成29年分の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。

記録の不提出に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

告発人の氏名及び住所

堺市議會議長 宮本 恵子 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

被告発人の氏名及び住所

渡井 理恵 大阪府堺市美原区*****

2 告発の趣旨

被告発人の次項の告発の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、被告発人に対し地方自治法第100条第1項の規定により、確認団体、堺はひとつ笑顔でつながる市民の会の資金を管理していた会計帳簿、現金出納簿等、通帳及びその他出納状況が分かる書類一式の写しについて、提出を求めたところ、被告発人から正当な理由がなく本市議会に当該記録の提出がなされなかったもの。

令和2年12月16日

堺市議会議長

宮 本 恵 子 様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第34号　堺市議会会議規則の一部を改正する規則

理由

請願及び陳情の取り扱いにおいて求めている押印について廃止することとし、所要の改正を行うため本議案を提案するものである。

堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第85条第1項中「、押印し」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年12月16日

堺市議会議長
宮本惠子様

提 出 者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第35号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ2.6倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
4. 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
5. 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
6. 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
7. 刑務所を出した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
8. 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
9. 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会



令和2年12月16日

堺市議会議長
宮本惠子様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|----------------------|
| 議員提出議案第36号 | 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書 |
| 議員提出議案第37号 | 犯罪被害者支援の充実を求める意見書 |

理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
3. 不妊治療と仕事の両立ができる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
4. 不育症への保険適用や助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
2. 犯罪被害者等補償法を制定して犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
3. 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

令和2年12月16日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第38号 30人学級の実現を求める意見書

理由

関係行政庁に提出するため、本意見書案を提案するものである。

30人学級の実現を求める意見書

次代の社会を担う子どもたちの多様な資質・能力を最大限育成するためには、基礎的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むなどの学力の重要な3つの要素を育成する新学習指導要領の着実な実施を図る必要がある。

こうした中、長時間にわたり社会全体が新型コロナウィルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させるためには、新型コロナウィルス感染症対策の徹底と、すべての子どもたちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題である。よって、義務教育段階にある子どもたちに対して、身体的距離の確保をしっかりと行うとともに、子どもたち一人ひとりの個性に応じた、きめ細やかな対応ができるのが少人数学級である。豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化につながると共に、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ共に学び、共に育つインクルーシブ教育を推進し、本市の「未来をつくる教育プラン」にある「それぞれの世界にはばたく“堺っ子”」の育成を進めていくうえで、少人数学級の更なる拡充が必要である。

令和2年5月1日現在の本市教育委員会の統計によれば、小学校においては38人を超えている学級は3年生から6年生において、国基準で10%、2年生は11%。35人を超えている学級は、国基準で2年生30%、3年生から6年生が29%、中学校においては38人超え学級が23%、35人超え学級は63%となっている。

義務教育段階における子どもたちの個別最適な学びを実現し、コロナ禍にあってもすべての子どもたちの安全な学びを保障するためには、学級規模を30人以下にする取り組みを計画的に進めていくことが求められる。これらを実現するためには、所要の教職員数や教室数の確保が必要となり、各都道府県及び政令指定都市においても、多額の財政負担を生じさせることが予想される。このような課題を解決するためには、義務教育の機会均等とその確保について責務を負う国において、所要の措置を講じるべきであると考える。

よって政府は、学級編成基準の見直しと教職員定数の改善を図ると共に、教職員の増配置や学校施設の改修等に必要な財政措置を講じることにより、地方公共団体が所要の教職員及び教室の確保に見通しを持って、計画的に取り組むことができるよう方策を示されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
教育再生担当大臣

各宛

令和2年12月16日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第39号 多子世帯の保育料無償化の延期について措置を求める決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

多子世帯の保育料無償化の延期について措置を求める決議

本年9月1日発行の「広報さかい」に「来年度から予定していた市独自の第2子の0～2歳児の保育料無償化については、コロナウイルス感染症の影響などによる市の財政状況を踏まえ、延期します」との記事が掲載された。来年度に予定していた市独自の第2子0～2歳児の保育料無償化の対象者は単年度で約3,000人にも上り、この対象世帯にあたえる影響は非常に大きい。

本年9月の決算審査特別委員会において、市当局は、現時点で未実施の事業であることを理由に延期を決定したと答弁したが、未実施の事業といっても、長期間にわたって来年度以降の確実な実施を表明してきた事業であり、この事業が実施される予定に基づいて、既に、復職時期、本市への転出入、第2子の出産等の人生計画を定めてきた対象世帯は多く存在する。未実施だからといって影響が殆ど無いわけではなく、対象世帯の人生計画に変更を迫るものである。

以上のことから、堺市議会は、堺市当局に対し、対象世帯の救済措置を講じるために、予算確保に向けて努力するように求める。

以上決議する。

令和2年12月18日

堺市議会

堺市長宛

令和2年12月16日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員

同 同

加藤慎平
中野貴文
藤井載子
小野伸也
上田勝人
伊豆丸二
青谷精浩
黒川樹平
西川征良
大川耕治
西田浩延
上池太一
池田克史
池尻秀樹
山口典子
大林健二
田渕和夫
吉川敏文

堺市議会議員

同 同

龍上白広西札的信池田井三水ノ上里村田山
田野江田川場場貴側代閑宅成文昭
充米新知泰慎良昌優貴達成文昭
美司一己司一太男子史也彰盛三利
榮司一一己司一太男子史也彰盛三利

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第40号　堺市の財政状況を踏まえ積極的な行財政改革を求める決議

理由

本市議会の意思を表明するために、本決議案を提案するものである。

堺市の財政状況を踏まえ積極的な行財政改革を求める決議

堺市の令和元年度決算は、経常収支比率が100%を超え、財政の硬直化が一層進み、政策の自由度が減少し、機動的な財政上の対応余地も狭められることになる。人口減少・少子高齢化が加速し、更なる収支の悪化も見通される中、「堺財務戦略」を策定し、ここ数年は恒常的に基金を取り崩す財務運営であり、本年2月には悪化しているとの現状分析や市債残高の上限や財政調整基金目標額の設定等、認識の見直しを図りつつあったところである。その最中に発生した新型コロナウイルスの感染拡大による影響は甚大で、令和3年度予算編成には大幅な基金の取り崩しが必要であり、このままの状態が続ければ、令和4年度には予算編成は一層厳しいものとなる。

今、堺市が置かれている状況は毎年の資金繰りであるキャッシュフローに余裕がないため、このままでは将来に向けて持続可能な市政運営を行うことが厳しい状況に陥る。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、終息をめざすためにも、広く市民の皆様へ現状をご理解いただき、共にこの状況を乗り越えていくよう邁進していくことが必要不可欠であり、市民の生命・健康を保持することを前提とし、財政状況の認識共有を図り、これまで以上に積極的な行財政改革に取り組むよう求める。

以上、決議する。

令和2年12月18日

堺市議会

堺市長宛

令和2年12月16日

堺市議会議長
宮本恵子様

提出者

堺市議会議員
同
同

森田晃一
石本京子
乾恵美子

堺市議会議員
同
同

藤本幸子
石谷泰子
長谷川俊英

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第41号 保健所機能の充実と地域医療機関に対する支援強化を求める意見書
議員提出議案第42号 「核兵器禁止条約」に関する意見書

理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

保健所機能の充実と地域医療機関に対する 支援強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことに伴い、保健所や医療体制が極めてひっ迫し、地域経済にも甚大な影響をもたらしている。

こうした中、保健所は「帰国者・接触者相談センター」の役割を担い、感染者の行動調査や濃厚接触者の検査など、その業務は激増し、地域の防疫・公衆衛生を支える保健所には、これまでにない過度な負担がかかっている。また、地域の医療機関の負担も大きなものとなっている。

こうしたことを踏まえ、本市議会は、政府に対して、保健所機能の充実と地域医療の拡充に向け、下記の事項に早急に取り組まれるよう要望する。

記

1. ただちに、保健所機能の充実・強化に人員を増やすこと。
2. 厚生労働省が再編・統合の再検証を各都道府県に求めた440ヵ所の公立・公的病院のリストを白紙撤回し、地域医療体制が機能不全に陥ることのないよう関係機関に対する支援を強化すること。
3. 第2次補正予算に盛り込まれた医療機関への空床補填、慰労金、感染防止対策費など各種支援交付金を、早急に支給すること。
4. 歯科を含めた通常の医療提供体制の確保のための財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛

「核兵器禁止条約」に関する意見書

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、本年10月に50か国に達し、来年1月22日に条約が発効することが確実となった。

この条約では、核兵器を壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であるとしつつ、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するとして、核兵器を国際法上初めて違法なものとした。

また、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。さらに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、核実験被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

日本政府は、「核兵器禁止条約」が発効されるという新たな国際情勢の下、唯一の戦争被爆国として、核兵器全面禁止及び廃絶に向けて真剣に取り組むべきである。

本市議会は、日本政府及び国会に対して、核兵器禁止条約を署名・批准することに対する真摯な検討をおこなうことを求める。また、日本政府に対して、署名・批准するまでの間、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

各宛

參考資料

條例等關係新旧对照表

<議員提出議案第34号 堺市議会議規則の一部を改正する規則>
 堺市議会議規則（昭和54年議会規則第1号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第85条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> | <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第85条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> |

令和2年第5回市議会(定例会)付議案件綴(その7)

令和2年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0099